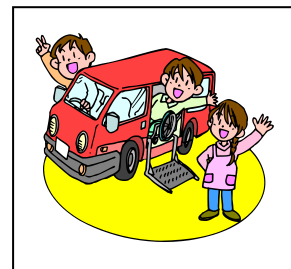


# 介護事業ニュース ・ 2 月 6 日号

□発行責任者：日本生協連・福祉事業推進部長 山際 淳

TEL：03-5778-8107 FAX：03-5778-8108

〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3 丁目-29-8 コーププラザ 11F



- 1 ページ【エリア別福祉事業責任者交流会議 開催日程についてのご案内】
- 2 ページ【2017年 介護資格「実務者研修」のご案内】
- 3 ページ【介護保険最新情報 vol.579】介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントに要した費用の支払について—厚生労働省  
【第135回 社会保障審議会 介護給付費分科会（2017年1月19日開催）の議題について】
- 4 ページ【介護事業関連情報】

## 【エリア別福祉事業責任者交流会議 開催日程についてのご案内】

2016年度エリア別福祉事業責任者会議の開催日程についてご案内いたします。  
各会議のスケジュール、参加集約等については改めてニュースにてご案内いたしますので  
もうしばらくお待ちください。

ご多用の中とは存じますが、ご出席をご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 開催日程

○北海道・東北、中央地連エリア

日時：2017年3月15日（水）13:00～17:00

場所：東京都生協連会館 3F会議室

東京都中野区中央 5-41-18

◆会館内の福祉事業所を見学予定

コープみらい コープみらいえ中野（サービス付高齢者向け住宅）

パルシステム東京 グループホーム中野中央陽だまり

○関西地連エリア

日時：2017年2月22日（水）or24日（金）13:00～17:00

場所：コープこうべ コープは～とらんどハイム本山

神戸市東灘区田中町2丁目 9-10

○中四国地連エリア

日時：2017年3月2日（木）13:00～17:00

場所：エフコープ 小規模多機能型居宅介護エフコープかがやき春日

福岡県春日市光町2丁目 91番

2. 参加対象： 会員生協役員・福祉事業責任者、事業所責任者の方など

3. 参加費： 無料（会場までの交通費は、各生協にてご負担をお願いいたします）

## 【2017年 介護資格「実務者研修」のご案内】

日本生協連では、全国的に介護人材不足が深刻な状況にあるなか、2017年1月の「介護福祉士国家試験」からの試験資格取得方法の見直しに合わせ、2015年秋から2016年秋までの1年間を対象に「実務者研修」事業(斡旋)を実施しました。(現在までに累計2百数十名のみなさまに受講いただいています)。

2017年も引き続き研修事業者を斡旋いたします。ご検討頂きますようよろしくお願いいたします。

### (1) 日本生協連の実務者研修事業の概要

#### ①事業形態

日本生協連として会員生協に対して、複数の研修事業者の斡旋を行います。

受講対象者は生協の事業所で働く職員を基本とします。

#### ②事業期間

2017年の1年間とします。※それ以降の事業の組み立てはあらためて検討します。

#### ③事業実施範囲

研修開催エリアは「全国」とします。今回は複数事業者を配置することによって、より多くの場所と受講者にとって受講しやすい近場の会場の確保を目指しました。

#### ④契約主体と事業役割分担

各会員生協より選択した研修事業者への契約・申込みとなります。①研修の全工程(通信教育+スクーリング等)を研修事業者に委託するパターン(既存の研修事業者の研修に、生協価格でお申込みいただくパターンも含む)、②通信教育を委託し、スクーリングを自前で実施するパターンを基本に、複数のバリエーションから選択可能な内容とします(②については、研修事業者別に対応できる内容が異なります。貴生協と研修業者とのご商談の際、ご確認をお願いします)。

#### ⑤価格設定

通常市況価格に対して、メリットのある水準での価格設定を各事業者に準備いただきます。

⑥対応いただく業者別に、対応可能な都道府県と対応窓口の一覧を準備しました。受講希望のエリア・事業者をお選びいただき、各営業窓口へご連絡・ご商談をお願いします。

### (3) 実務者研修事業実施の背景

厚生労働省より2025年にわが国の介護人材は38万人不足すると推計が示されるなか、2015年2月25日、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会にて介護福祉士の資格取得方法の見直しが行われ、変更後、実務経験3年以上の人に実務者研修を課す時期について、第1回目は2016年度(国家試験は2017年1月)とし、研修を受ける人の負担を減らすため受講期間(6ヶ月以上)の短縮化することが示されました。

見直しによって、介護福祉士の資格を取得するルートは、これまでの養成施設・福祉系高校の卒業生が国家試験を受けるというルートとともに実務経験3年以上の人が実務者研修(450時間)を修了して国家試験を受ける(修了することで旧実技試験は免除)ルートに整理されました。

\*「2017年 都道府県別対応研修事業者 支店一覧」は添付のPDFを参照願います。

## 【介護保険最新情報 vol.579】 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントに要した費用の支払について一厚生労働省

厚生労働省は1月17日、介護保険最新情報 vol. 579 として「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントに要した費用の支払について」を发出しました。内容については、添付資料をご覧ください。

これまで、介護予防ケアマネジメント費を国保連合会経由で支払うことについては、「サービス事業対象者に係る介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料と同様に市町村が支払うこととしており、国保連合会を経由した支払はできない」とされてきました（平成26年10月1日付、介護保険最新情報 Vol. 396 の第6の問14）。しかし、この点に関し、市町村や国保連合会から国民健康保険団体中央会に対し、事務負担の軽減のため、システムの改善を図り、介護予防ケアマネジメント費を国保連合会経由で支払うことができるよう、要望が寄せられていました。

それをふまえ、今般、市町村の総合事業にかかる効率的な事務実施の観点から2017年5月審査分より、介護予防ケアマネジメント費の地域包括支援センターへの委託払いにあたり、国保連合会を経由した支払いを可能とすることとし、併せて介護保険最新情報 Vol. 396 の第6の問14を廃止することとなりました。

\*詳細は添付ファイル、もしくは下記URLを参照ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000697299.pdf>

## 【第135回 社会保障審議会 介護給付費分科会(2017年1月19日開催)の議題について】

2017年度に行われる臨時の介護報酬改定として、介護人材の処遇改善について、介護職員処遇改善加算に新たな区分について確認が行われました。

キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行うもので、これまでの区分に新たに「新加算Ⅰ」が新設されます。（改定率1.14%の内訳は、在宅分が0.72%、施設分が0.42%）

「新加算Ⅰ」の加算率は、▼訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などが13.7% ▼通所介護などが5.9% ▼認知症対応型通所介護が10.4% ▼小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護が10.2% ▼認知症対応型共同生活介護が11.1% ▼介護老人福祉施設などが8.3% ▼介護老人保健施設などが3.9% ▼介護療養型医療施設などが2.6% となります。

「新加算Ⅰ」の算定要件については、既存の加算Ⅰの要件にキャリアパス要件Ⅲ「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること」がプラスされます。

また、「新加算Ⅰ」の新設に伴い、他の区分はⅠ→Ⅱ、Ⅱ→Ⅲ、Ⅲ→Ⅳ、Ⅳ→Ⅴとなり、各加算率についても変更されています。

当日の審議会資料については、以下の厚生労働省ホームページからご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000148990.html>

**【介護事業関連情報】** ～この間の介護事業分野に関連する主な新聞報道等～

1月27日	◆介護福祉士 出願者半減 「受験資格に研修義務」が要因◆	毎日新聞
<p>29日に実施する介護福祉士の国家試験の受験申込者数が前年度の半分の約8万人に激減していることがわかった。今年度から受験資格として実務者研修が義務付けられたのが要因とみられる。介護福祉士は国家資格で、介護職の中核的な役割を担うことが期待されている。社会福祉振興・試験センターによると昨年度は16万919人だったが、今年度は7万9113人。合格率は例年6割前後。昨年度までは「3年以上の介護職としての実務経験」があればよかった。しかし、厚生労働省は「介護職の資質向上」を打ち出し、実務者研修を導入。たん吸引など医療的なケアも含めた研修の受講が義務付けられた。研修時間は、ヘルパー2級の資格がある人は320時間だが、無資格の場合は450時間。受講料も必要で勤務先の施設などが出してくれなければ自己負担になる。一方で、資格を取得しても賃金アップは月5000～1万円程度のケースが多いとされている。（要約）</p>		
1月30日	◆介護福祉士ピンチ…養成校入学、定員の5割切る◆	読売新聞
<p>介護職場で中核的な役割を担う「介護福祉士」を養成する全国の大学や専門学校などで2016年度、定員に対する入学者の割合が約46%だったことがわかった。定員割れは、データのある06年度以降11年連続で、50%を割り込んだのは2度目。定員枠自体が減少傾向にあるなかでの入学者割合の低下には、重労働の割に賃金が低い処遇が影響しているとみられる。調査は公益社団法人「日本介護福祉士養成施設協会」（東京）が毎年度、厚生労働相が指定する全ての介護福祉士養成施設に実施している。16年度の定員枠が約1万6700人（377校）だったのに対し、入学者数は06年度以降最低の約7700人だった。（要約）</p>		

以上